働く前に確かめること：求人票と労働条件

働く前に、求人票や労働条件のどこを確かめればよいか

確かめる点

- どんな仕事をするか
- いつまで働くか（更新はあるか）
- **時間と休憩は、法律の基準を満たすか**
- 休みは週に何日か
- 時給と、残業したときの賃金
- 保険に入れるか

求人票（見本・架空の例）

① 仕事の内容
店の品出しとレジ（架空の例）

② 契約の期間
6か月（更新することがある）

③ 働く時間・休憩
10時から17時まで（休憩なし）

④ 休日
毎週2日（シフトで決める）

⑤ 賃金・残業代
時給制。残業すると割増の賃金

⑥ 社会保険
条件に合えば加入する

法律が決める最低の基準

労働時間
原則として、1日8時間、
1週40時間まで

休憩
6時間をこえると45分以上、
8時間をこえると1時間以上

休日
少なくとも毎週1日
（4週間で4日以上でもよい）

最低賃金
地域の最低賃金に達しない
賃金は無効

困ったときの相談先



労働基準監督署
総合労働相談コーナー
（都道府県労働局など）

アルバイトでも、これらの決まりが当てはまる。

✕ **③の「休憩なし」は、法律の基準を下回る。その部分は無効になり、法律の基準（6時間をこえると45分以上の休憩）が当てはまる。**

※ 求人票は架空の見本で、実在の会社・店を表さない。最低賃金の額は地域と年で変わるので示していない。